

広島地方裁判所委員会（第30回）議事概要

第1 開催日時

平成26年7月4日（金）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 太田玲子，大段亨，川上陽子，古賀輝郎，寺田英子，
豊田秀三，平本良弘，風呂橋誠，宮田俊範，山根多美子
（敬称略 五十音順）

[説明者] 上岡裁判官，岡田刑事次席書記官，田部裁判員調整官

[事務担当者] 藤井民事首席書記官，三津川刑事首席書記官，

清山事務局長，高田事務局次長，有井総務課長，別府総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 説明者）

1 委員の交替（新任委員，退任委員の紹介）

新任委員の太田玲子委員，古賀輝郎委員から自己紹介がされ，委員長から，澤井誠委員の辞任の申出が承認されたことが報告された。

2 議事「裁判員裁判について」

希望者による裁判員裁判の傍聴の後，まず「裁判員候補者への送付文書」
に関し別紙第1のとおり意見交換が行われた。その後，裁判員裁判の審理を
終えた上岡裁判官が出席し，裁判員裁判の概要等に関し説明（項目は別紙第
2のとおり）が行われ，別紙第3のとおり意見交換が行われた。

3 次回期日及びテーマ等について

平成27年2月20日（金）午後3時から，専門委員制度をテーマに意見交
換することした（別紙第4のとおり）。

(別紙第 1)

【裁判員候補者への送付文書について】

選任手続期日の呼出状等で当庁が工夫している点が 2 点ある。1 点目は、身体が不自由な方に裁判所で何かお手伝いをさせていただくことがあるか否かを質問する項目を質問票の 1 ページに比較的大きく設け、記入漏れがないようにしている。この欄に記入があった場合には、速やかに候補者に連絡し、詳しい身体のお聞きした上で、必要な準備を行っている。2 点目は、質問票の辞退事由の欄にどのようなことを記載していただきたいかを案内しているので、回答要領を見ていただかなくても最低限のことは記入することができるようにしている。これは、高齢の方などから何を見て記入したらよいか分からないという御意見をいただくこともあるので配慮している。

委員の方には、選任手続期日の呼出状等を事前にお渡しして見ていただいているところであるが、これらの書類の内容等について何か御意見、御質問等があれば伺いたい。

弊社に山口地裁の裁判員裁判に裁判員として参加した社員がいる。候補者名簿に載った時点では山口県に居住し勤務していたが、その後広島県に転勤し居住するようになったため、4 日間、広島から山口まで車で通い、大変だったと聞いている。

質問票の中に辞退事由として「広島県外の遠方に住んでいる」という項目があるが、辞退する際、どの程度を遠方というのか距離感が非常に悩ましいのではないか。また、県内でも広島地裁まで来るのにかなり困難な地域があると思うが、このような地域に住んでいることを理由に辞退する項目がないが、実際に県内の遠方に居住していることを理由に辞退された方がいらっしゃるのか。

裁判員候補者は、前年の選挙人名簿からくじで選んでいるので、その後、県外に転居すると県外の方でも広島地裁の裁判員候補者として登録されているという状況になる。県外に住所があり出頭困難な場合は辞退事由になる。県内の交通の便の悪い所にお住まいの方については、交通の便が悪く審理に参加できないということであればその事情を聞いた上で、辞退を認めるか否かを裁判体が判断することになるのではないか。

なお、遠方にお住まいの方で、前泊や後泊などの必要がある方については、宿泊費を国が負担している。

県外の場合は、質問票に辞退事由として記載されているが、県内の遠方に居住している方の中には仮に宿泊費が支給されても広島地裁まで来ることが非常に難しい場合もあると思うので、県内の方でも遠方であればそれを理由に辞退できるよう、質問票に辞退事由の一つとして記載してはいかがか。

臨床医は患者を持っているので、裁判員として参加するのは時間的に非常に難しいが、辞退理由としてその旨を言えば辞退は可能なのか。

最終的には裁判体が判断することになるので、一般論にはなるが、仕事を休むと代わりがないということであれば、概ね辞退を認めている状況と認識している。

質問票には「重要な仕事があり、自分が仕事を休むと損害が生じる」という項目があり、そこに記載がある場合には辞退事由に当たるかどうかを裁判官が具体的な事情を聞いた上で辞退を認めるか否かを判断している。一般論としては、本当にその人がいないと大変だと思われる事例であれば辞退を認める運用になっていると思う。

書面によって、ルビが付してある部分とそうでない部分があるが、何か基準があるのか。

できるだけ読みやすいものにしたいと思っているが、スペースの関係等でルビを付けることができなかつたり、気付いていない部分があるのだと思う。御指摘ありがとうございました。

今日の裁判員はどちらかということ年齢層が高い印象であったが、裁判員の平均年齢は分かるのか。

当庁における平均年齢は把握できていない。今日の裁判員候補者の中には若い方もいらっしゃったが、抽選の結果、今回の裁判員の方々が選任されたものであり、決して年配の方だけが候補者としていらっしゃっているわけではない。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」という書面にある「呼出状」という言葉は、一般の方はぱっと見たとき、どきっとすると思う。

そのような御意見をいただくことはあるが、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」で、「裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続を行う期日を定めて、・・・裁判員候補者を呼び出さなければならない」、「呼出しは、呼出状の送達によってする」と定められている。したがって、選任手続に来ていただくための書面には、呼出状であることを明示する必要があるため、このような記載をしている。

裁判員制度導入時に、前面に「呼出状」と記載する考えもあったと思うが、それは言葉がきついで「お知らせ」という言葉を前面に出し、後ろに括弧して呼出状と記載して工夫したものと思われる。確かに言葉がきついというのはよく分かるが、御理解いただけるとありがたい。

裁判官は法服を着て、検察官もどちらかというとスーツなどを着ていてきちっとしている。裁判員の方々には当日の服装について、「特に定めはありませんので、普通の服装でお越しただければ、結構です（明らかに法廷にふさわしくないと思われるものでなければ、カジュアルなものでも結構です。）」とお知らせしてあるので、裁判員の方はカジュアルな格好で来られているが、ちょっと違和感がある。雰囲気はミックスされていてそれがいいという気もするし、アンバランスだという気もする。例えば、裁判員全員、裁判官とは色の違う何か同じ服を着せるのも一つの手かと思う。

以 上

(別紙第2)

【裁判員裁判の概要，運用状況，裁判員の選任手続や職務内容について】

第1 裁判員裁判の概要，運用状況

1 裁判員制度とは何か

2 裁判員裁判の手続の流れ

(1) 裁判員裁判導入前の一般的な刑事裁判手続の流れ

(2) 裁判員裁判の進行

ア 迅速で分かりやすい審理が求められる

イ 公判前整理 連日的開廷

ウ 連日的開廷方式の特徴，課題

3 裁判員裁判の運用状況

(1) 新受事件等

(2) 1件あたりの審理日数

(3) 平均審理期間等

(4) 評議時間

第2 裁判員からの視点で見た裁判員裁判

1 裁判員の職務

(1) 審理の立会い

刺激の強い証拠の扱いについて

審理スケジュールの負担

(2) 評議（やり方について）

2 選任手続

(1) 名簿登載の時期

(2) 裁判員候補者選定，呼出通知

(3) 質問手続

(4) 質問手続後，選任まで

(5) 選任後の説明など

以上

(別紙第3)

【裁判員裁判の概要等について】

以前の裁判官裁判の時代のように求刑の八掛けみたいな基準があるわけでもない中で、どのようにして量刑を決めているのか。また、被告人が発達障害を持っているなどして、非常に難しい要素が加わってくる場合もあると思うが、どのようにして量刑を決めているのか。

求刑の八掛けというお話があったが、それは一般的に言われているだけで、そのような基準はもともとない。基本的に日本の法律は法定刑の幅が広く、殺人罪であれば死刑、無期、5年以上の懲役となっており、酌量減輕すれば2年半まで下げることができる。そして、懲役が3年以下になると執行猶予も付けられる。要するに、殺人罪は執行猶予から死刑まであり得る幅の広いものとなっているので、その中で、その事件が殺人罪の中でどのくらい重い事件かというのを裁判官と裁判員とで評議している。

裁判員は、刑を決めたことがないので、いきなり懲役5年がいいか3年がいいかなど話し合っても全く根拠がない話になる。量刑の数字を決める前にその事件の評価の話をしている。刑事事件は、被告人の人柄を裁いているわけではなく、その事件の重さを中心に裁いているので、放火事件であれば、どのような家がどういう形で燃えて、周りにどれくらい迷惑が掛かったかなど、放火罪で守るべき利益をどれくらい犯した事件かということ話し合い、その上で、この事件がほかの放火事件と比べてどれくらい重いかという話をするようになる。

裁判所には量刑のデータベースのようなものがある。これは、量刑の基準が出てくるわけではなく、今までの裁判の中でどのような事件についてはどういう刑だったかというデータが蓄積されているだけのものである。これをある程度見ると、大体このような事件はこの程度の刑かなということが分かる場合もあれば、それも分からないので、みんなで更に議論するという場合もある。そういうことを重ねながら、最終的に量刑を決めている。

今度、最高裁で寝屋川の裁判員裁判だった幼児虐待死事件の上告審があるが、これは求刑に対して1.5倍の量刑という事案だった。これは極端な事例かもしれないが、裁判官裁判の時代は求刑に対して量刑が上回るのは0.1パ

一セント程度であったのに対し、裁判員裁判になってからは10倍に増えたというデータがあったかと思うし、性犯罪や殺人等については、厳罰化の傾向がある。確かに量刑については正解や物差しはないが、裁判官と裁判員とで、実際はどのような話をしているのか。

寝屋川の事件は自分が担当した事件でないので難しいところではあるが、求刑超えという分類で統計分析をするのがどれくらい意味があることなのかというのも、個人的には少し悩んでいる。検察官の求刑自体、あるいは求刑の前提とした事件の評価自体が違うということであれば、実際に評価した事実関係を前提にすると検察官ももっと高い求刑をしたはずだということでも求刑を上回っている場合もあるかもしれない。その辺も含めて細かく分析しないと分からないのではないかと個人的には思っている。いろいろな意味で裁判員と裁判官で事件の評価をして、それが量刑になっているが、それが厳罰化の方向と言い切れるかどうかは分からない。事件がどれくらい重いかやどういうところが悪いかの評価自体は、裁判官と裁判員でじっくり話をして、多角的に検討しているので、そういう意味で法律家が気付かないような本当の問題点に気付いている場合もあるのかもしれない。

事件によっては、執行猶予が増えたというタイプの事件もあると言われていることもある。それぞれ事件ごと人ごとに判断しており、求刑の分析ができていないので、この辺りで御容赦いただければと思う。

教育的な意味での量刑という観点で評議されることや、意識的にそれを裁判官から説明されることはあるのか。例えば、どのような事件でも社会にまた戻ってくる人に二度と罪を犯させないようにするためには、この人にはどういう刑が必要なのか、懲役というのはどこでどのようなことするのか、執行猶予で保護観察付きというのはどういうふうになるのかなど、教育的な意味の量刑の材料や情報は、裁判官からどれくらい意識して提供されているのか。

教育的意味という言い方で量刑を説明するかどうかはさておき、刑務所がどういうところで、どういうことが行われているかというのは説明している。懲役とは何か、要するに刑務作業があるとか一日の流れは大体このような感じという話をまず説明してから、法定刑を説明しているので、懲役の内容を全然実

感せず量刑の評議をしているということはない。

確かに、もし自分が裁判員になったらその相場観のようなものはおよそ判断が付かないと思う。その事案が、量刑検索システムがそもそも使えるケースなのかどうかということとどこかで判断しなければならないということ、その量刑検索システムを使うとすればこの辺りに位置する事案とかいう説明も必要なのかということ、そもそもその事案自体がかなり特殊なもので量刑の枠をはるかに超えた場合、その三つについて量刑検索システムを適用することを想定して弁論をするということになるのか。

量刑検索システムは、検索システムといいながら、こういう条件の判決が何件とか出てくるというようなものではなく、例えば殺人罪でいえば、単独犯とか共犯とかそういう絞込みをして判決の検索をしていくというシステムである。例えば、家族間の殺人事件と一般的な殺人事件とでどれぐらい刑の分布が違うとかということや、どういう因子を入れるとグラフがどう動くというところで少しイメージを持ってもらうこともあるし、実際にそのデータの中身を見て、こんな事件だったらこれぐらいだというイメージを少しだけ持ってもらうこともある。

相場観を持ってもらうほど読み込むとなると、統計学というか、学者的な作業になるし、それぞれのデータが正しいのかとか、何と何を比べるんだというような話もあるので、そこまではやっていない。

このシステムは、裁判所が使うことを前提に開発したシステムであるが、検察官や弁護人にもシステム自体は開示されており、検察官と弁護人もそれを意識して論告や弁論ができるようになっている。

今日、裁判員裁判を傍聴させていただいて思ったのが、裁判員の方の年齢層が偏っているようにも思う。抽選で選ばれるので仕方がないのかもしれないが、例えば男女に別れて3対3で選ぼうと思えば選べるのか。

裁判員候補者は名簿の中から無作為抽出をして呼び出している。その中から仕事がある人、子どもの世話で出頭できない人、病気の親を介護している人、こういう人が必然的に除外されていくというのは仕方のないところである。しかし、いつも年齢構成が高いというわけではない。男女比も年齢構成もこちら

で作為をすることはできない構造になっているが、個人的には、年齢や職業や性別で考えが偏っているという前提に立っていないし、どんな方が来られてもきちんと議論ができると思っているので、法律で決められれば別だが、それがない以上は、いろいろな人を選んで裁判員裁判をしていけばいいのではないかと思っている。御質問のような選び方は、制度上難しいと御理解いただければと思う。

今日は補充裁判員が男性1人、女性2人だったが、裁判員と入れ替えるなど調整することはできないのか。

抽選した瞬間にこの6人は裁判員、Aさんは補充裁判員1、Bさんは補充裁判員2、Cさんは補充裁判員3ということになっている。補充裁判員は順位も決められており、誰かが欠けた場合の繰り上がり順序になっている。

選任手続期日の質問手続を6人から8人ぐらいの集団で行うことがあるが、裁判官が「特に問題ありませんね」と言って、裁判員候補者がうなずいて、一言も声を発しないで質問手続が終了してしまうことがある。そうすると、弁護人としては、裁判員候補者がどのような人なのかが全く分からない。例えば「事件の関係者に知り合いはいらっしゃいませんね。1番さん、2番さん・・・」と言うなどして、裁判員候補者に一言ずつでも発言をさせるような工夫はしておられるのか。

ちなみに、私が弁護人として選任手続期日に立ち会ったときは、裁判員候補者が選任手続室に入って来られたときに、「おはようございます」と声を掛けた。すると「おはようございます」という返事が帰ってきたので、裁判員候補者の声が聞けてよかったなと思った。

選任手続における質問は、法律上は、選任資格、欠格事由や就職禁止事由、不適格事由の有無や、不公平な裁判をするおそれがないかなどを判断するために裁判長がすることになっている。

検察官や弁護人もそのために必要な質問を裁判長に求めることができるが、基本的に欠格事由や就職禁止事由などは選任期日の前に質問票によって把握できるので、そういう意味では当日にあまり聞くことがない。したがって、事件にもよるが「このスケジュールで大丈夫ですか」という質問に一人ずつ答えてもらうと

という形がグループ質問のときは多い。

今日傍聴していただいた事件も、グループ質問の際に、裁判員候補者は一人ずつ「(このスケジュールで)大丈夫です」などと発言なさっていた。なお、選任手続において能力や人柄を聞くような質問は予定されていないし、逆に能力や人柄を聞かれると思ったら緊張して裁判所に来ることができない人もいらっしゃると思うので、そういう質問はしていない。

証人尋問や本人質問の際に、裁判員の方が直接質問したいという場面があると思うが、ある裁判体では、評議のときに裁判員の質問を集約して、左陪席の裁判官が代わりに質問をして、直接、裁判員の方が尋問の際に質問する機会があまりないとも聞いている。あなたは、裁判員が積極的に直接質問をしてもらう方がいいという考えなのか、それとも裁判官が集約して代わりに質問する方がいいという考えなのか教えていただきたい。

裁判員には質問権があるので、裁判員が質問したいと言われれば、法廷で質問していただくことになる。ごくまれに、人によってはこういう質問をしたいが、裁判官、代わりにお願いできますかという人もいる。あるいは疑問があっても別に質問したいとまでは思わないという人もいる。裁判員の疑問を解消するために、裁判官が質問をしているということはあるかもしれないので、それを裁判官が質問を集約しているという表現になっているのかもしれないが、裁判官側が裁判員に対して質問するなどと言って質問を引き取るということは考えていない。ただ、裁判員に自分で質問するように言うと、それ自体がストレスになることもあるので、無理強いはしないようにしている。

裁判員候補者のうち4割ぐらいは辞退なさっているということだが、裁判員として参加できるのは、数日間会社を休んでも会社の中では余り影響がない方とか時間に余裕のある方とかになると思うので偏りがでていてのではないかと思う。また、裁判員には色々な方がいらっしゃるのので、結果として、そのときそのときの裁判員の構成で判断が変わるようなことが起きているのではないかと。

具体的にどういう事由で辞退をされたかという分析は確かにできていないところがある。ただ、感覚的には年齢が70歳以上の方やお仕事を持っている方

は、やはり辞退の割合が多くなっていると思う。裁判所としては、会社の御理解を得るための広報活動を検討しているところである。

今日傍聴した事件は性犯罪だったが、従来の裁判官裁判と、裁判員裁判とでは量刑などの面で違ってきている点があると思うので、被告人側に選ぶ権利というのがあってもいいのではないか。

選ぶということになると、裁判員裁判をするかどうかで何か結論が違うことを前提にしているように聞こえるが、正直なところ、裁判員裁判だから刑が軽いとか、裁判官の裁判だから刑が重いということはないのかもしれない。確かに、性犯罪というのは、だんだん刑が重い事件が増えている。私は犯罪学者ではないのでしっかり分析しているわけではないが、最近科学的証拠も発達していて、昔であればそのとき犯した1件の罪だけで裁かれていた人が、今は1回逮捕されるとたくさんの事件が縦につながって一挙に検挙され、何件もの罪で処罰されるという事件が増えているような気がする。そのため、性犯罪が厳罰化しているのか、いろいろ発覚して厳罰に処すような性犯罪が増えてきたのかというのは、まだ実証的にはよく分からないところがある。しかし、それは、裁判員裁判の導入される少し前から始まっていたところで、たくさん性犯罪を犯していた人が無期懲役になるとかいう事件は、少し前から、かなり出ていた。そういう意味では、量刑傾向が裁判員裁判と裁判官の裁判のどちらかの制度だからあるとかないとかを分析するのはまだ早いという気がする。

裁判員制度で有罪か無罪かを決めるのは構わないが、量刑までは必要ないのではないかと思う。

今日、傍聴していて、検察官の説明に「わいせつ行為を決意しました」という言葉があった。それは、かなりすごくショックと言うか、一体何をもとにそのように判断されたのだろうか、かなり疑問に思った。また、検察官が言い間違っただと思うが、コンクリート擁壁に「押しつける」というところを「打ちつける」と言った。言葉によってかなりダイレクトに聞き手の心証が変わってしまうので、本来の刑事司法とはこういう感じなのかと、分かりやすいのと同時にちょっとショッキングな部分もあった。

かなり難しい概念の場合、例えば、殺意の認定ということが仮にあったとし

て、殺意そのものを説明するのが難しいのに、それを評議の段階で一体どういうふうに説明しているのか。例えば、裁判官が法の解釈としてこうですよと言っているのか、それとも運用段階で事実認定としてはこうしたらいいですよと提案しているのか、その区別というのはどういうふうにお考えなのか。

検察官の冒頭陳述自体は証拠ではないので、そこで言い間違いがあって事件が曲がって伝わったら、弁護人は尋問の際に、ちょっと違いますよねみたいな話をするとするし、実際にどういうことが起こったかは、証人を尋問したり証拠を確認したりして厳密に解明している。

殺意の問題や法律的な認定をする場合だが、人を殺すつもりがあったというのは、簡単に言うと、一般的に人が死亡してしまう危険性の高い行為をわざとやったかどうかという感じに考えることが多いと思う。行為がどれくらい危険で、それをわざとやったと言えるような状況や証拠がどれだけあるか。要するに、わざとでないと言えない証拠がどれくらいあるかという話をしながら、わざとやったと疑いなく認定できるかを裁判員と考えているので、そういう意味では材料、基準はある程度提供しているが、その基準を超えることになるかどうかの評価はみんなで議論している。

以 上

(別紙第 4)

【次回テーマについて】

前回，調停制度を取り上げていただいたが，もう少し民間の方が裁判所に協力し，活躍している場面を取り上げていただきたい。例えば民事の分野で難しい訴訟，建築紛争とか，医療過誤訴訟とかでは，医師や建築士が裁判所に積極的に協力する専門委員制度や，鑑定人制度があるので民間の方の知恵を借りて裁判所が運営している場面を当委員会でも御紹介いただきたい。

では，今回は専門委員制度をテーマに意見交換することとしたい。

以 上